令和４年 11 月 18 日

**新型コロナウイルス感染症関連ニュース　Ｖｏｌ.40**（※R2.4.13 以降カウント）

※会員専用 HP にも掲載しております。　（一社）島根県歯科医師会

## 無症状感染者のスクリーニングを目的とした新型コロナウイルス感染症の抗原定性検査キット無料配布について

標記につきまして、島根県医療政策課より別添のとおり事務連絡がありました。
本件につきまして、松江市を除く歯科医院へは島根県医療政策課より正式に周知されます。
また、松江市内の歯科診療所への周知は松江市より行われる予定となっております。

必要な方は、パンフレットを参照の上、希望数量をインターネットよりお申し込みください。

無症状感染者のスクリーニングを主な目的としていますが、濃厚接触者になった従業員の待機期間早期解除のための検査にも使用可とされています。

また、検査を実施した際は、毎週、実施報告をインターネットで行う必要があります。

**申込み・報告ともインターネットのみの受付となりますのでご留意ください。**

**申込みに際しましては、パンフレットを熟読いただきますようお願いいたします。**

事　務　連　絡
令和４年１１月１６日

島　根　県　医　師　会　長　　様
各　郡　市　医　師　会　長　　様
島 根 県 歯 科 医 師 会 長　　様

島根県健康福祉部
医 療 政 策 課 長

新型コロナウイルス感染症の検査キット無料配布について（ご案内）

平素から本県の保健医療行政の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症では、一定の割合で、無症状の感染者が存在することが知られています。

また、地域で感染拡大すると、感染したことを知らずに勤務することで、職場内に広げるリスクが高まります。

そのため、県内の医療機関や高齢者施設等において、感染者を早期に発見し、感染拡大やクラスター発生を防止することを目的として、抗原定性検査キットを無料で配布することとしました。

つきましては、別添の事務連絡及びパンフレットを県内各医療機関（松江市内の医科及び歯科診療所を除く）あてに送付しておりますので、ご承知おきください。

なお、松江市内の医科及び歯科診療所については、松江市より案内予定でございますので、申し添えます。

（お問い合わせ先）
医療政策課
TEL：0852-22-6700
FAX：0852-22-6040

事　務　連　絡
令和４年１１月１６日

県内医療機関の長　様

島根県健康福祉部
医療政策課長

新型コロナウイルス感染症の検査キット無料配布について（ご案内）

平素から本県の保健医療行政の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症では、一定の割合で、無症状の感染者が存在することが知られています。

また、地域で感染拡大すると、感染したことを知らずに勤務することで、職場内に広げるリスクが高まります。

そのため、県内の医療機関や高齢者施設等において、感染者を早期に発見し、感染拡大やクラスター発生を防止することを目的として、抗原定性検査キットを無料で配布することとしました。

つきましては、別添のパンフレットをご参照いただき、貴施設におきましても、お申し込みについてご検討いただくようお願いいたします。

（お問い合わせ先）
医療政策課
TEL：0852-22-6700
FAX：0852-22-6040

# 新型コロナウイルス感染症の検査キットを配布いたします（無料）

新型コロナウイルス感染症では、一定の割合で、無症状の感染者が存在することが知られています。地域で感染拡大すると、感染したことを知らずに勤務することで、職場内に広げるリスクが高まります。

そこで、県内の高齢者施設や障がい者施設等において、感染者を早期に発見し、感染拡大やクラスター発生を防止することを目的として、無料でキットを配布します。

以下を参考に、ご希望数量をインターネットからお申し込み下さい。

申込先 URL（令和４年 11 月 22 日から申込開始、12 月 11 日までの申込みを優先して配布）

ユーザ登録　https://apps.icitycloud.jp/s/99cl1h/appsv/users/agreement

申込み　https://apps.icitycloud.jp/s/99cl1h/appsv/forms/?access=application

## 地域等で感染拡大が疑われる際に集中的・定期的に検査を行って下さい。

従業員を検査対象として、週２～3 回の頻度で２～３ヶ月間行っていただくことを想定しています。新規入所者等を対象としても差し支えありません。なお、濃厚接触者となった従業員の待機期間の早期解除のため役立てることも可能とします。

検査を実施した際は、毎週利用実績を報告いただきます。報告はインターネットからお願いします。

報告先 URL　https://apps.icitycloud.jp/s/99cl1h/appsv/forms/?access=report

## 申し込める数量

施設の従業員数を対象に、週３回の頻度で３ヶ月間実施いただく数量までお申し込み可能です。

例：従業員数 100 名の事業所の場合

100 名×3 回×12 週（1 ヶ月は４週間とします）= 3,600 回分

※申し込み多数の場合、数量を調整させていただく場合があります。

## 申し込み対象施設

- 入所系の高齢者施設、障がい者施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、障がい者支援施設等）
- 介護や障がい分野における通所系や訪問系の事業所
- 病院、診療所
- 認可保育所、認証保育所、認定こども園、小規模保育等の保育施設、学童クラブ、幼稚園等（公立・私立）、小学校（公立・私立）、義務教育学校、特別支援学校
- 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、児童相談所一時保護所、女性相談センター一時保護所、救護施設

問合せ先　島根県感染症対策室 0852-22-5254

## 検査キット申し込みから実施までの流れ

Web ページでユーザ登録を行います。
（ID とパスワードは忘れないよう保管下さい）

↓

ユーザ登録後、申込みの Web ページで検査キットを申し込みます。

↓

申込時の住所あてに検査キットが配送されます。
（申込順に順次発送します、申込み状況によっては年明けの配送となることがあります）

↓

各施設で検査キットを保管いただき、感染拡大時等に検査を実施します。
（２～3 ヶ月の間、毎週実施）

↓

検査実施時は、毎週、実施報告を Web で行っていただきます。

注意事項

- 申込み方法はインターネットのみです。電話・FAX 等では受け付けておりません。
- 検査の実施時期については、地域あるいは自施設での感染者数が増えてきた際を目安としていただき、各施設でご判断下さい。
- 検査キットが余った場合は、各施設でご利用下さい。返却の必要はありません。
- 検査結果が陽性の方については、従来どおり以下のようにご対応下さい。

  ①発熱等の症状がある場合

  ・ かかりつけ医等の医療機関に事前連絡のうえ、受診すること
  ・ 連絡する際には、抗原定性検査キットで陽性になったことを伝えること
  ・ かかりつけ医がいないなど相談先に迷う場合には、健康相談コールセンターへ電話で相談すること。

  ②症状がない場合

  ・ 健康相談コールセンターへ電話で相談すること

| 管轄保健所 | お住まいの市町村 | 専用電話番号 |
|---|---|---|
| 松江市・島根県<br>共同設置松江保健所 | 松江市、安来市 | 0852-33-7638 |
| 雲南保健所 | 雲南市、奥出雲町、飯南町 | 0854-47-7777 |
| 出雲保健所 | 出雲市 | 0853-24-7017 |
| 県央保健所 | 大田市、川本町、美郷町、邑南町 | 0854-84-9810 |
| 浜田保健所 | 浜田市、江津市 | 0855-29-5967 |
| 益田保健所 | 益田市、津和野町、吉賀町 | 0856-25-7011 |
| 隠岐保健所 | 海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町 | 08512-2-9900 |